

# ユニバーサルサービス政策委員会(第42回)ご説明資料

---

KDDI株式会社

2025年8月7日

# 目次

---

- 1.はじめに
- 2.新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い
- 3.最終保障提供責務の履行の在り方
- 4.ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方
- 5.最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

# 目次

---

## 1.はじめに

## 2. 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

## 3. 最終保障提供責務の履行の在り方

## 4. ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

## 5. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

光ファイバはテレワークや遠隔医療等、デジタル経済の成長を支える重要な基盤  
日本の社会課題解決のため、光ファイバの整備と普及が不可欠

## 光ファイバの積極活用と無線の補完的活用により 様々な政策目標を達成

地域経済の活性化

災害対策  
スマートシティ

デジタルデバイドの解消

産業の競争力向上

テレワーク  
遠隔医療等

# 「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方最終答申」における取り纏め

今後のユニバーサルサービスの対象として、

- ① メタルの円滑な縮退を図る観点から固定電話の移行先の選択肢を拡大するため、**モバイル網固定電話**を追加
- ② 光未整備地域等に限定して**ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)**を追加

## 固定電話



## ブロードバンド

(FTTH、CATVインターネット(HFC方式)、ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)※)



※固定通信サービス向けに専用の無線回線(例：地域BWAやローカル5G)を用いて提供するもの。



携帯は電話もブロードバンドもユニバーサルサービスではない



## ①モバイル網固定電話



専用アダプタ



基地局

## ②ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)

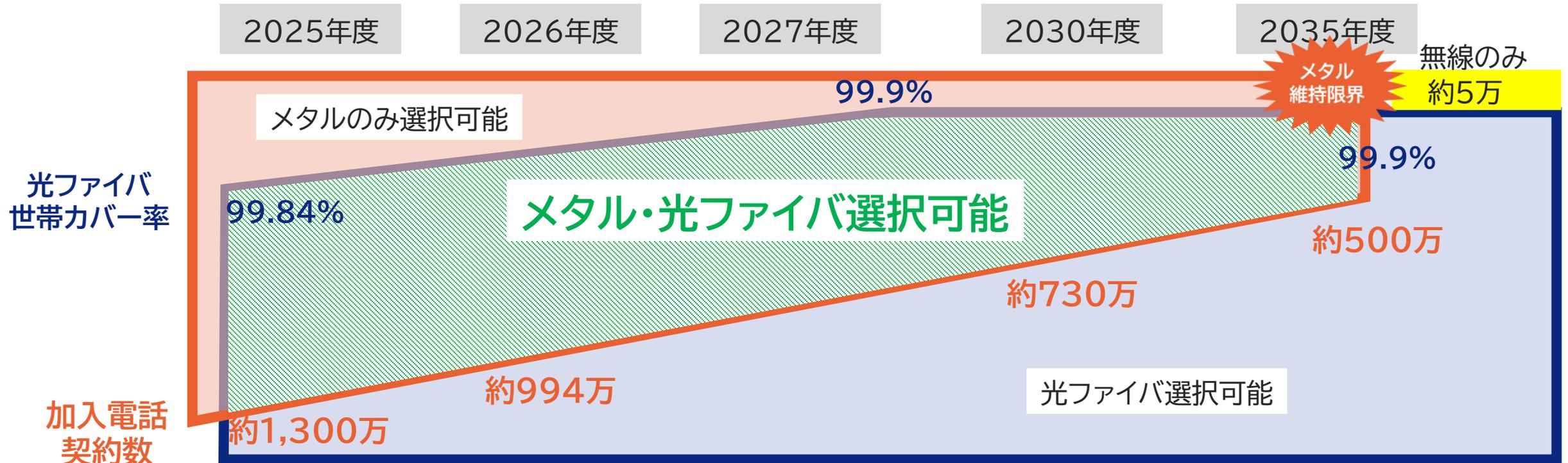


ホームルータ



# インフラ整備の動向

NTT東西のメタル回線設備は、2035年を目途に維持限界  
一方、光ファイバについては、デジタル田園都市インフラ整備計画にて  
2027年度末時点で、世帯カバー率99.9%(未整備世帯約5万)を目指している



(出典)加入電話契約数は、ユニバーサルサービスワーキンググループ(第2回)NTT提出資料より

NTTによると、2035年時点で、約500万の加入電話の契約者が残存する予測。  
2027年度末時点で大半が光ファイバの電話サービスに移行可能であり、無線電話に移行せざるを得ない世帯は約5万。

# 利用者ニーズを踏まえた固定電話の移行先

移行サービスそれぞれの品質やメリット・デメリットを丁寧に説明し、  
利用者の求める固定電話を適切に選んでいただくことが重要

移行が本格化する2030年頃には、すでに光世帯カバー率99.9%達成予定  
当該エリアにおいては、移行サービスの選択肢の一つとして  
光回線電話と光IP電話が有力

## 移行サービスの選択肢



加入電話

移行

光ファイバを用いたサービス

- ①光回線電話
- ②光IP電話

モバイル網を用いたサービス

- ③ワイヤレス固定電話
- ④モバイル網固定電話

NTT東西は最終保障提供責務に定める上で  
光整備エリア(99.9%エリア)における光回線電話利用希望があれば、求めに応じるべき  
「コストミニマムの観点から光か無線かの択一」という議論ではない



# 目次

---

1.はじめに

**2. 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い**

3. 最終保障提供責務の履行の在り方

4. ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

5. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方



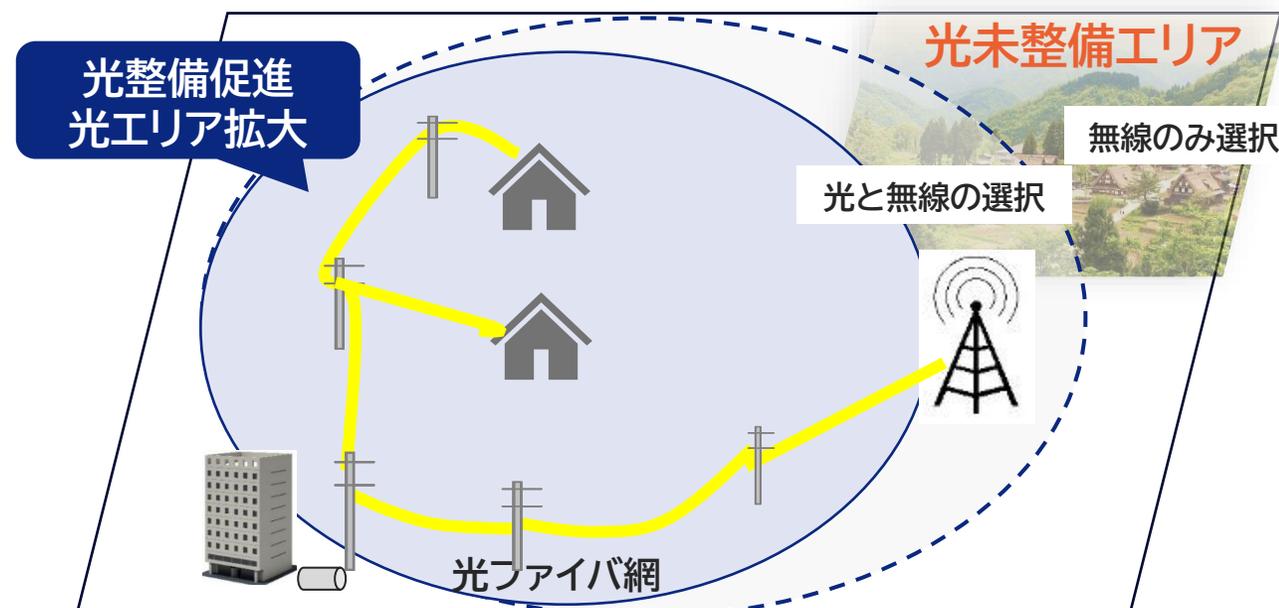
モバイル網固定電話に対して**現行の提供条件以上の高い品質を求めることは避けるべき**  
光の利用促進の観点から、**モバイル網固定電話の活用は必要最小限とすべき**

## 品質基準

### モバイル網固定電話の特徴

- 低廉な電話サービス
  - 通常利用に支障を来さない品質や機能
  - 各社の創意工夫によってすでに広く提供されている
- 
- FAXを含め**メタル固定電話並の品質水準を課す必要性は低下していること**
  - 現行のIP電話や携帯電話などの技術基準を課せば足りるとの議論があること
- を踏まえ、緊急通報等の在り方含めてモバイル網固定電話の品質基準の検討を進めることが必要。

## 提供エリア

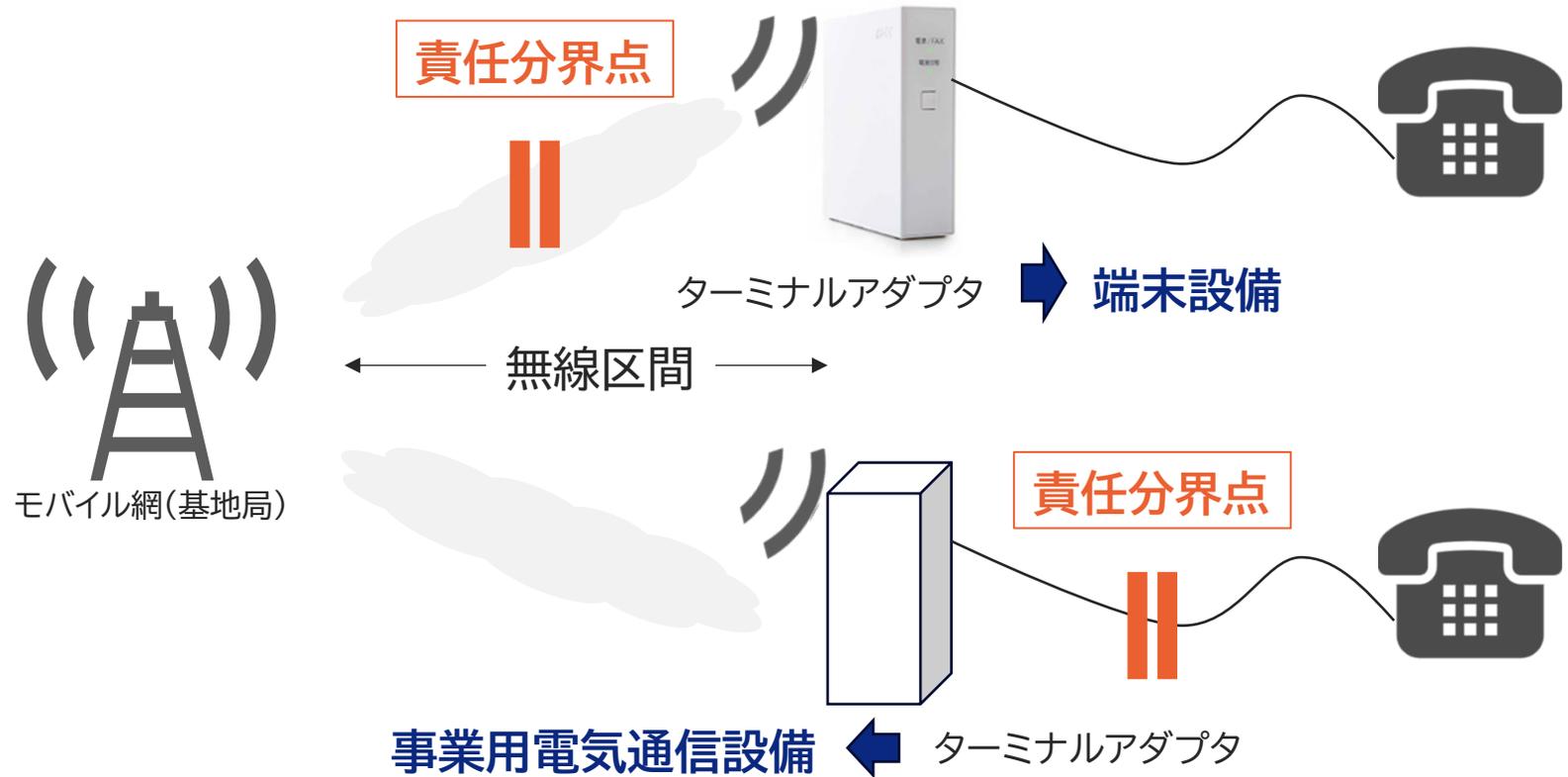


# モバイル網固定電話の責任分界点

モバイル網固定電話の技術基準については、  
現状の責任分界点を前提として検討を進めるべき

モバイル網固定電話  
(ホームプラス電話)

ワイヤレス固定電話

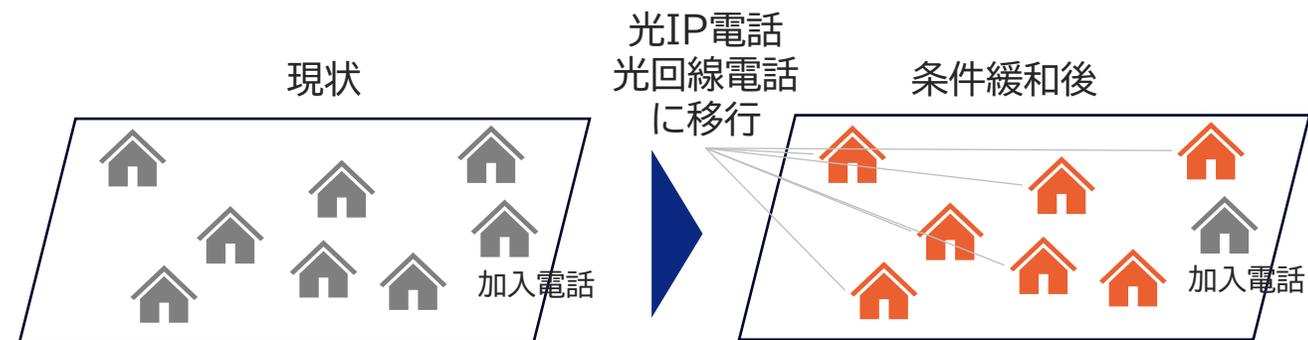


エリアについて現行の「加入電話回線密度が18回線/km<sup>2</sup>未満」を緩和するとしても光の利用促進の観点から、**ワイヤレス固定電話の活用は必要最小限とすべき適用基準**として、光回線(もしくは光回線上での固定電話)の浸透と連動する指標(閾値)を定め、これを超えた地域での活用を認めることで、**光化の進展と無線活用の両立を実現する制度設計とする**

## 現状のワイヤレス固定電話の提供可能エリア

- 山村/半島/離島振興法等の対象地域、かつ**加入電話回線密度が18回線/km<sup>2</sup>未満**のエリア
- 上記以外の地域で、特別な事情によりメタルケーブルでの提供が著しく不経済なエリア
- 災害時等において一時的に自ら設置する設備による電話の役務の提供が困難となるエリア

## ワイヤレス固定電話に関する制度設計

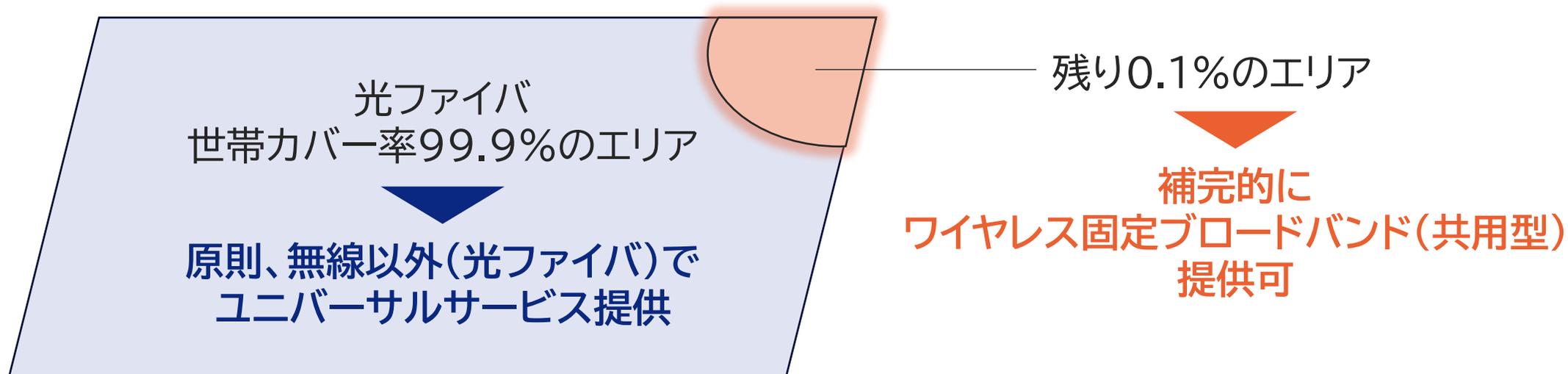


左記の要件を満たさない:  
➡ワイヤレス固定電話**提供不可**

光整備が進み、加入電話から光IP電話・光回線電話への移行が閾値を超えた地域においては、ワイヤレス固定電話の提供を許容する。

# ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の提供エリア

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 最終答申」で示されたとおり、  
光未整備地域等に限定して、ユニバーサルサービスに位置付けることが適当



NTT東西の設備の自己設置要件の例外については、サービスの安定供給、国民の資産の有効活用等の重要性に鑑み  
**以下のとおり、一定の条件を課す必要あり**

ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)

光未整備地域等に限定  
(スライド13参照)

ワイヤレス固定電話

光回線の浸透と連動する指標(閾値)を設定  
(スライド12参照)

モバイル網固定電話

**光整備途上エリアに限定\***  
(スライド10参照)

\* モバイル網固定電話の提供条件

• **例えば、以下の条件で提供可とする。**

すでに光整備されているエリアは光の利用を優先し、光整備途上エリアの代替サービスとして無線の活用も許容する 等。

# 目次

---

1.はじめに

2.新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

**3. 最終保障提供責務の履行の在り方**

4. ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

5. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

地理的粒度は、サービスの技術的制約や管理・運用・公表の実態を踏まえ、**事業者負荷や制度運用の持続性の観点から、考慮いただくことを要望**

## 電話 モバイル網固定電話

- 加入電話の代替サービスとしてのモバイル網固定電話は、「**番号区画コード**」単位に管理することが妥当

<市外局番の一覧>

番号区画コード	番号区画	市外局番	市内局番
1	北海道江別市、札幌市、北広島市、空知郡南幌町	11	CDE
2	北海道恵庭市、千歳市	123	DE
660	鹿児島県熊毛郡屋久島町	997	DE
661	鹿児島県大島郡瀬戸内町	997	DE

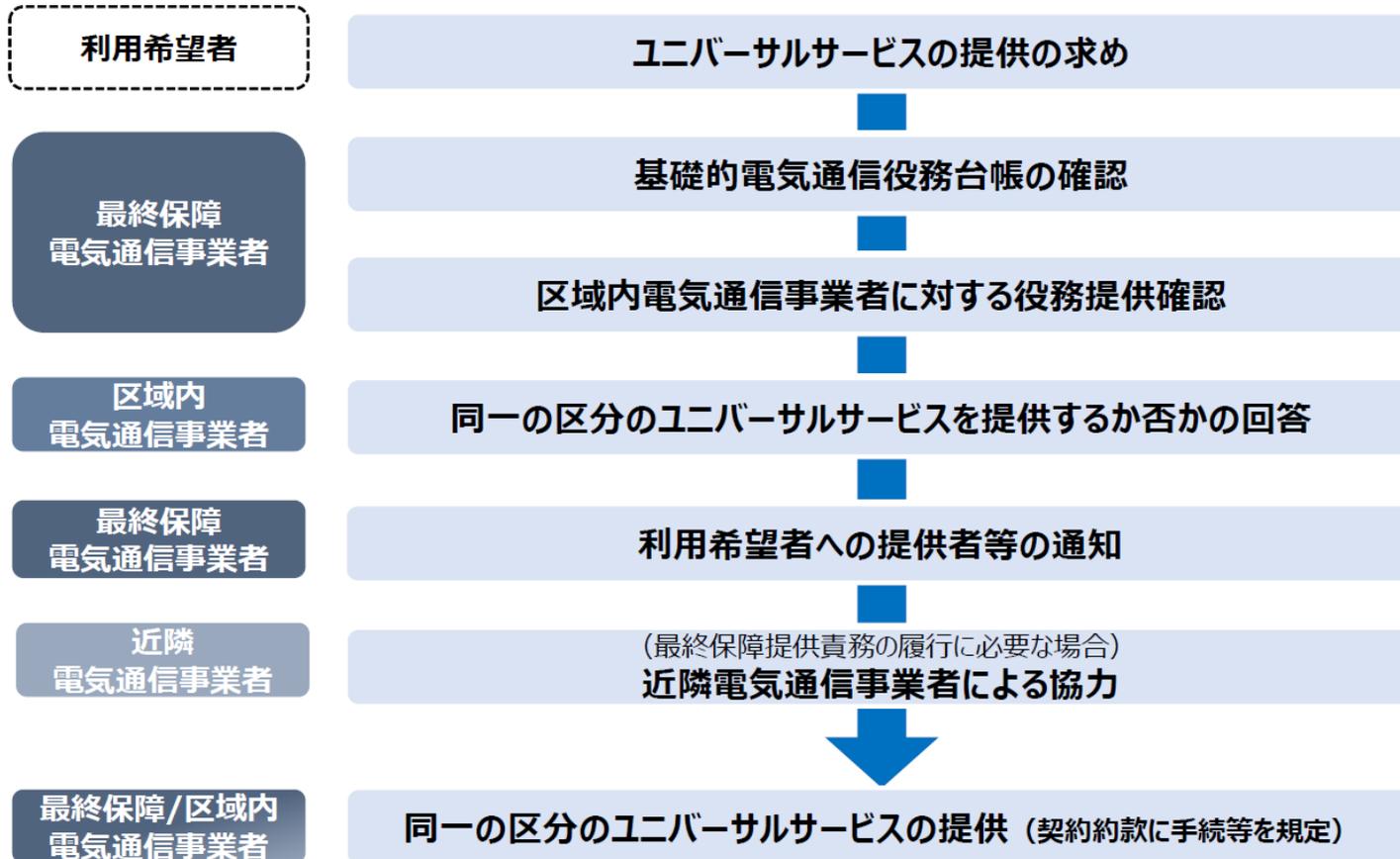
## ブロードバンド ワイヤレス固定BB共用型

- 事業者負荷や制度運用の持続性の観点から、市区町村単位が妥当
- なお、ワイヤレス固定BB共用型については、提供区域が光の未整備地域等に限定されていることを踏まえ、**未整備地域に限定した公表**を要望

# (参考)電話の最終保障提供の求めにおける手続きの流れ

利用希望者の意向を尊重するため、**NTT東西が提供するサービスも含めて提示した上で、**  
まずはNTT東西において提供可否を検討することが重要

<総務省資料(抜粋)>



- 提供の求めがあった時点でNTT東西がサービスの一覧を利用希望者に提示すべき
    - ①光回線電話
    - ②光IP電話(ブロードバンド重畳)
    - ③ワイヤレス固定電話
    - ④モバイル網固定電話
- ※スライド6参照

# 目次

---

1.はじめに

2. 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

3. 最終保障提供責務の履行の在り方

**4. ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方**

5. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

ユニバーサルサービスに係る業務区域の減少等の周知において  
**適格事業者による一社提供エリアと複数事業者がサービスを提供するエリアとでは  
 規律を分けて、エリア拡大のインセンティブを阻害しないよう配慮いただきたい**

<ブロードバンドの規律イメージ>

項目	現行制度	適格電気通信事業者 ↔ 基礎的役務提供事業者	
		支援区域単位 = 町字	市区町村単位
対象範囲の単位	都道府県単位		
事前周知期間	1年前まで	1年前まで	1年前まで
例外規定 ※利用者の利益に及ぼす 影響が比較的少ない場合	—	1町字あたりの 契約数が一定以下の場合	1市区町村あたりの 契約数が一定以下の場合

# 目次

---

1.はじめに

2. 新たに追加するユニバーサルサービス等の扱い

3. 最終保障提供責務の履行の在り方

4. ユニバーサルサービスに係る利用者保護規律の在り方

5. 最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方

最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度については、  
以下の観点から検討することが必要

- ① メタル撤去に伴う設備維持負担軽減と運用効率化、更にはメタル売却益を伴うことにより電話サービスに対する補填(交付金)は将来的には減少傾向にあるのが望ましいこと
- ② NTT東西の固定電話もブロードバンドサービス(FTTH)も国民負担で構築した線路敷設基盤の上で提供されており、全体として大きな利益(黒字)を得ていること\*
- ③ 海外でもインカンバント事業者において、ユニバーサルサービス制度の交付金が未稼働の国もあれば、稼働している場合であっても全額補填でなく全体収支や便益を考慮する国があること

\*NTT東西は、残りのメタル固定電話利用者において、独占的に利用者に代替サービス(FTTHサービス(光IP電話含む)等)を推奨する立場にあり、ブロードバンドで交付金を受けながら、FTTHサービスの黒字化が進む可能性もある。

あまねく提供義務から最終保障提供責務へ緩和されることを踏まえれば、  
**基本的には国民負担が軽減される方向の補正が行われるべき**

当分の間は、内部相互補助をベースとして赤字額の一部を補填する  
**現行制度を維持した上で、必要な補正があれば、今後検討を行うことが適当**

## 補填対象

加入電話



公衆電話



緊急通報



## 補填額の算定方法

### 【加入電話】

- 補填の対象となる「高コスト地域」(上位4.9%の高コスト加入者回線が属する地域)に属する加入者回線のコストのうち、一定のベンチマークを超える部分(ベンチマーク方式)

### 【緊急通報】

- 緊急通報繋ぎこみ回線(NTT東西の電話局と警察の110番司令室等を繋ぐ専用線等)に係るコストのうち、「高コスト地域」に属する加入者回線に対応する部分

### 【第一種公衆電話】

- 全電話局の第一種公衆電話に係るコストと収益の差額

(出典)総務省ホームページ より

過度な国民負担を回避する観点から、**基本的には現行制度の維持が適当**

NTTの最終保障提供責務の履行に係る費用に対し  
**原則全額補填することについては、効率性等を考慮して検討すべき**



# 2035年頃のユニバーサルサービス制度

2035年頃にはメタル回線の維持限界を迎え、通信手段は光か無線に集約される見込み  
電話は単独サービスとしての役割を終え、ブロードバンドオプションとして提供される想定



**2035年以降のメタル回線や電話交換機の撤去後の基金制度については、  
様々な観点からの制度設計が必要**

# (参考1)海外主要国の事例

## ■ 電話・ブロードバンドのユニバーサルサービスの補填額算定方法

国・国際機関	補填額算定方法	支援の有無
米国	<ul style="list-style-type: none"> <li>コストモデル、リバースオークションなど</li> <li>高コスト支援には10以上のサブプログラムがあり、補助金の決定方法もそれぞれ異なる。</li> <li>維持費に加えて整備費も補填対象であることや、同一エリアで複数事業者が適格事業者として補填を受けることから基金の肥大化が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2023年度43億2,800万ドル(約6,378億円)</li> </ul>
EU	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>US提供によって生じる損失からUS提供によって生じる便益を差し引いた額。</b> (全体的な費用負担を決定。具体的な判断基準は加盟国に委ねる。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援を行っていない加盟国は多く、特にBBで顕著</li> </ul>
英国	<ul style="list-style-type: none"> <li>US提供によって生じる損失からUS提供によって生じる便益を差し引いた額。</li> <li>2003/04期の概算では、BTが提供コストとして年間£5,200~7,400万(約102~146億円)を負担している一方、<b>主にライフサイクル効果、ブランド価値向上、公衆電話ボックスの広告収益</b>などによって年間約£5,900~6,400万(約116~126億円)の利益(無形の便益)を得ていることからBTの電話のUSO(責務)として不当な重荷を課していないと判断。</li> </ul>	<p>支援無</p> <p>※次頁(詳細)参照</p>
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>US提供によって生じる損失からUS提供によって生じる便益を差し引いた額。</li> <li><b>無形の便益(ブランドイメージ、遍在性、ライフサイクル、加入者情報の利用)も控除。</b> ※Arcep(2003)”decision no. 05-0426”にてユニバーサルサービス提供の費用と利益の説明がなされている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年318万ユーロ(約5.4億円)、2021年は運営費のみ</li> <li>※BBユニバが含まれているかは不明</li> </ul>
イタリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>US提供によって生じる損失からUS提供によって生じる便益を差し引いた額。</li> <li><b>市場上の利益も考慮。</b>主に以下の事項を含むことが可能 ①競合他社に対する商号の認知度、②既に達成された高い地域カバー率を考慮し、新規顧客へのネットワーク拡張時に競合他社よりも比較的低いコストを負担できる可能性、③当初は収益性のない特定の顧客または顧客グループにおける価値の進化を、時間をかけて活用する可能性、④地域に広く展開していることによる既存顧客の電話利用に関する情報の入手可能性および潜在的顧客(新規事業者の存在を認識していない可能性)がUSO事業者を選択する可能性。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2009年1,161万ユーロ(約19.8億円)</li> <li>※電話ユニバのみ</li> </ul>
フィンランド	<ul style="list-style-type: none"> <li>純費用のうち、不合理な財務負担に相当する部分については、事業者の要請があれば、国庫からこれを負担する。</li> <li>純費用のうちどの部分が不合理な財務負担にあたるかについては、<b>事業者の規模、事業種別、電気通信売上などを考慮して</b>交通通信省が判断する。</li> </ul>	<p>支援無</p>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内電話・公衆電話・島嶼通信・IP電話・船舶無線電話は、基本的に(所要費用-収入)×90% ※ <b>公衆電話については、間接的便益を考慮。</b></li> <li>固定ブロードバンドは、基本的に(所要費用-収入)×70%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2015年度の補填額は合計441億ウォン(約47億円)</li> <li>非公開</li> </ul>

## (参考2)英国の事例(BTに対する補填の考え方)

- Ofcomは費用算定に際し、BTがユニバーサルサービス事業者であることによる便益(ブランド価値、普及による収益など)を差し引いた純費用を算定する。過去の評価では、この無形便益が大きく見積もられ、BTへの補償は不要と判断されてきた。従って、音声USOに関する限り、英国では表立った交付金支払いは行われていない。
- 制度上は、BTが今後、著しい「不当な負担」が生じたと主張すれば、Ofcomが審査の上で業界全体からの徴収基金を立ち上げ補償することも可能である。その際は他事業者(携帯会社等含む)の売上に応じ負担金を課す仕組みになる。
- Ofcomが補償要否を判断する上で考慮される「BTが享受する無形の便益」とは、例えば全国的な電話サービス提供者であることから得られる企業イメージ向上や、ネットワーク規模のスケールメリット(部品調達や広告面での有利性)、独占的地位からの追加収益(加入者が将来収益化する可能性)などである。
- また**加入電話サービスそのものの収支だけでなく、関連するブロードバンド顧客獲得への波及効果も含めて評価される。**さらに、費用算定時にはBTの効率的な運営も条件\*となっており、非効率による余分なコストは認められない。

\*直接明文化されていないが、**例えば国民負担で整備された線路敷設基盤等に敷設したメタル回線をBTが不要として売却した場合、コスト回収が進み効率化が進むので、補償を請求できる「純コスト」は減少すべきとの考え方になるものと想定される。**

「つなぐチカラ」を進化させ、  
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

# KDDI VISION 2030

